

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居

復興庁
国土交通省

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について、以下の通り実施いたします。

1. 対象者

平成23年3月11日時点で、福島県浜通り及び中通り(避難指示区域^{※1}を除く。以下「対象地域」という。)に居住していた世帯^{※2、※3、※4}で、「居住実績証明書」を有し、現在既に避難しているか、今後避難を予定されている世帯^{※5、※6、※7}

(※1)帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域

(※2)ここで言う世帯とは、平成23年3月11日時点で生計を一つにしていた親族を1つの単位として考えますが、平成23年3月11日時点で世帯全員が対象地域で居住していた場合だけでなく、単身赴任、通学等で世帯の一部のみが対象地域に居住していた場合も含まれます。

(※3)対象地域内の市町村に住民登録をしていた方だけでなく、通勤・通学等のために対象地域内の市町村に一時的に居住していた方も含まれます。

(※4)婚姻、出生及び養子縁組等により、平成23年3月11日以降、平成23年3月11日時点で対象地域に居住していた方の配偶者や子等となった方も世帯の構成員とみなします。なお、「子」とは、胎児を含み、未就学及び就学中の子どもを指します。

(未就学の子どもとは、「小学校入学前の者」をいい、就学中の子どもとは、「学校の種別を問わず、学生証や在学証明書等により就学している旨を客観的に証明可能な者」をいいます)

(※5)平成23年3月11日時点で世帯の一部のみが対象地域に居住していた場合には、その方又は平成23年3月11日以降にその方の子となった方の少なくとも一方を含んだ上で、①現在すでに避難しているか、②今後避難を予定している場合に限りです。

(※6)世帯全体で避難する場合だけでなく、妊婦だけが避難する場合や母子のみが避難する場合など、世帯の一部のみが避難する場合も含まれます。

(※7)避難とは、対象地域内から対象地域外に移動する場合のみならず、対象地域外から対象地域内に避難先を変更する場合も含まれますが、対象地域内で移動する場合を含むかどうかは地方公共団体によって異なる場合がありますので、入居を希望される公営住宅を管理する県・市町村にお尋ねください。

2. 対象となる公営住宅

全国の公営住宅

なお、公営住宅に入居するに当たっては、収入に応じた家賃が発生します。

- ※ 都道府県や市区町村により、この措置の実施及び募集開始時期並びに公営住宅の入居要件・同居要件等は異なることから、この措置は 公営住宅への入居を保証するものではありません。
- ※ 対象地域内での移動に伴い公営住宅に入居することについては、地方公共団体によって対応が異なる場合がありますので、入居を希望される公営住宅を管理する県・市町村にお尋ねください。

3. 実施期間

当分の間

- ※ 都道府県や市区町村により、この措置の実施や募集開始時期等は異なりますので、入居を希望する公営住宅を管理する都道府県や市区町村にお問い合わせください。
- ※ ただし、「子ども・被災者支援法」に定める「支援対象地域」の見直しや、福島復興再生特別措置法に定める「避難指示区域」の縮小・消滅、東京電力株式会社による原子力損害に対する賠償その他の社会・経済情勢を踏まえ、必要に応じて見直します。

4. 「居住実績証明書」の交付申請

対象地域内の 避難元市町村 に「居住実績証明書」の交付を申請してください。

- ・ 「避難元市町村」とは、平成 23 年 3 月 11 日時点で在住していた市町村をいいます。申請は必ず「避難元市町村」にしてください。
- ・ 申請書は、市町村窓口へ直接、又は郵送で提出してください。ただし、必要書類の確認等により即時交付出来ない場合もあることから、いずれの場合も、所定の切手を貼付した返信用封筒を必ず提出・同封願います。
- ・ 証明書の発行に際しては、市町村が定める所定の手数料が必要です。郵送で提出される場合には、所定の金額分の「定額小為替」を郵便局又はゆうちょ銀行にてお求めの上同封してください。
- ・ 証明書の発行申請については、平成 26 年 10 月 1 日(水)から、避難元市町村において受付を開始します。
- ・ 各市町村の申請窓口や、申請に必要な書面の詳細については、復興庁及び国土交通省のホームページでご確認ください。
- ・ 都道府県や市区町村により、この措置の実施及び時期並びに公営住宅の入居・同居要件等は異なることから、この措置は 公営住宅への入居を保証するものではありません。

5. 公営住宅の入居についての問い合わせ・申込み

証明書の交付を受けたあと、入居を希望する公営住宅を管理している都道府県・市区町村に対し、その都道府県・市区町村が定める必要書類とあわせて入居の問い合わせ・申込みをしてください。

- ・ 公営住宅の入居申込みは、空きが出次第、又は毎年度一定の期間を区切って1回～数回程度行われることが通常です。また、公営住宅への入居要件・同居要件等は、都道府県・市区町村により異なります。そのため、証明書を有しているからといって、募集を行っていない時に随時公営住宅に入居出来るものではありませんし、公営住宅への入居を保証するものでもありません。

6. 証明書の取扱い

この措置を実施する各都道府県・市区町村が定める入居申込要件を満たした上で、公営住宅に入居の申込みを行う方が証明書を有している場合には、原則として一般の申込者よりも入居者選考において優先されます。※1

また、公営住宅に入居出来る方は、原則として①現に住宅に困窮しており、②世帯収入が一定基準以下である方(①と②を両方満たす方)ですが、証明書を持っていれば、原則としてこの措置を実施する都道府県・市区町村の公営住宅の入居に際し、以下のように優先的に取り扱われることになります。※2、※3

- ① 対象地域内に持ち家を保有していたとしても、その家を保有していないものとみなします。
- ② 例えば、父が対象地域内に残り、母子のみが避難している場合など、世帯の一部の方のみが避難しており、避難されている方だけが公営住宅に入居しようとする場合には、下記イ～ハに掲げる方の所得の合計額に1/2を乗じた金額から公営住宅制度所定の控除を行った金額をもってその世帯の収入額とみなします。※4、※5
 - イ 公営住宅に入居の申込みをされる方と、その方と同居される方
 - ロ イに掲げる方の配偶者
 - ハ イに掲げる方を税法上扶養している方(イに掲げる方を所得税や個人住民税に関して扶養親族としている方)

(※1)どのように優先されるかは都道府県・市区町村により異なりますので、入居を希望する公営住宅を管理する都道府県・市区町村に確認してください。

(※2)3. に記載の「子ども・被災者支援法」の支援対象地域の見直し等により、1. に記載の対象者でなくなった場合には、仮に公営住宅に入居中であっても原則としてその時点において証明書の効力を失います。

(※3)都道府県・市区町村により入居要件・同居要件等が異なる場合がありますので、申込み前に入居を希望する公営住宅を管理する都道府県・市区町村に確認してください。

(※4)世帯全員で避難し、公営住宅に入居しようとする場合には、世帯全員の収入の合計額から公営住宅制度所定の控除を行った金額をもってその世帯の収入額とします(所得の合計額を1/2にする取扱いは適用しません)。

(※5)口とハに掲げる方については、実際に同居するかしないかに関わらず、所得を合算します。

7. 問い合わせ先

対象地域内の 避難元市町村 にご連絡ください(別紙参照)。